

各県立高等学校長 殿
県立東桜学園中学校長 殿

県教育委員会教育長

県立学校における「新しい生活様式」を踏まえた学校運営方法について（通知）

県立学校における「新しい生活様式」を踏まえた学校運営方法については、下記のとおりとします。「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の『学びの保障』総合対策パッケージについて（通知）」（令和 2 年 6 月 5 日付け 2 文科初第 382 号文部科学事務次官通知）及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について」（令和 2 年 6 月 23 日付けスポ保第 336 号県教育庁スポーツ保健課長通知）も参照のうえ、適切に対応願います。

これに伴い「県立学校における新学期の学校運営方法について（通知）」（令和 2 年 5 月 21 日付け高教第 191 号県教育委員会教育長通知）は廃止します。

記

1 基本的な考え方

持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していくため、県立学校における感染及びその拡大リスクを可能な限り低減した上で、学校運営を持続していく必要がある。

このため、県内における新型コロナウイルス感染症の新たな感染者の状況、政府のガイドライン等、及び県内の専門家等からのご意見等を踏まえ、基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を避けるために、身体的距離の確保といった「新しい生活様式」を徹底しながら学校における教育活動を行う。

また、学校関係者の新規感染者の確認状況等に応じて、感染者の自宅待機、必要に応じた校舎の消毒、更には学校使用の停止、場合によっては再度の臨時休業等を行うものとする。

（別紙 1、別紙 2 参照）

2 対応方法

（1）「新しい生活様式」を踏まえた基本的な感染症対策の実施

- ・ 生徒の安全確保のため、基本的な感染症予防対策及び感染リスクが高まる「3密」対策、感染クラスター発生防止対策を以下のとおり徹底する。

この場合、学校医及び学校薬剤師と連携したチェック体制を確認したうえで、感染症対策を行う。

＜対策内容＞

- ア 咳エチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染症予防対策を徹底する。

イ 保護者の協力を得ながら、登校前の症状の有無の確認や体温測定等の徹底を図るとともに、発熱（37.5℃以上）や風邪症状のある生徒は、当面の間、登校を控えるよう促す。

別紙1の「2 本県が『山形県における新型コロナウイルス感染症注意・警報レベル3または4』に区分される場合」に該当する場合は、校舎に入る前に健康観察（登校前の検温結果の確認及び健康状態の把握）を行う。同居の家族に風邪症状が見られる場合は、登校を控えるよう促す。

ウ 原則として教室等は常時複数の窓や戸を開放して授業等を行うこととする。なお、熱中症予防の観点から、適正な冷房使用や扇風機等の器具使用を促進するとともに、冷房の使用や天候等により常時の開放ができない場合は、こまめな換気を行う（1時間に1～2回程度）。

エ 消毒液の設置及び積極的な活用、生徒が特に手などを触れる箇所（ドアノブやトイレの蛇口・便座など）を中心に消毒などを、定期的に担当者を決めて実施する。

オ パソコンなどの道具等の共用は可能な限り避け、共用した場合は、こまめな手洗いや消毒を行う。各種実習において、教材、教具、機器や設備を共用する際にも、適切な消毒、手洗いを徹底すること。

カ 教室では、原則として咳エチケットの要領でマスクを装着すること。なお、**熱中症等の健康被害が懸念される場合は、特に発言する時以外はマスクを外す等の指示をすること。**身体的距離の確保の観点から、生徒の間隔を1メートルを目安にできるだけ空けるように座席の配置を工夫すること。この場合、本県が文科省マニュアル※1に基づく「地域の感染レベル1」であることに鑑み、文科省マニュアルに示す1クラス40人の座席配置例を参考とすること。なお、必要に応じ、普通教室のほか、特別教室等も活用すること。教員は必要に応じて、フェイスシールドの活用等の感染症対策を行う。

※1「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020. 6. 16Ver. 2）」（文部科学省）（以下同じ）

キ 登下校の際は、咳エチケットの要領でマスクを装着すること。校門や玄関口等での密集が起こらないよう、必要に応じて登下校時間帯の分散を行う。なお、**熱中症等の健康被害が懸念される場合は、生徒自身の判断でマスクを外すよう指導すること。**

ク 通学時に公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用する、車内での会話を控える、顔をできるだけ触らない、降車後（または学校到着後）速やかに手を洗うなど、接触感染防止に向けた基本的対策を行うよう指導すること。

ケ 更衣室等の密閉空間の使用や教室間の移動時等にも、「3密」を避けるよう配慮する。

コ 清掃は、「3密」を避けるよう配慮し、マスクを着用して実施するとともに、清掃後の手洗いを徹底する。

なお、トイレ清掃は、手洗い場と便器が設置されているエリアの担当者や用具を分けるなど感染拡大防止の視点から手順を見直す。

- ・ 登下校時の列車利用について、現在実施している時差通学に替えて、当面の間、学校単位での列車の分散利用を実施する。この場合、各学校においては、運行される列車の乗車定員を踏まえ、学年単位あるいは部活動単位など、分散方法を工夫し、生徒

に指示を行う。

併せて、生徒に対して、自ら基本的な感染防止対策を実施することやできるだけ乗車が少ない時間帯に利用する等の指導を行うこと。

(2) 学習指導

① 基本的な考え方

- ・ 学年の終期（学校教育法施行規則第 79 条、第 104 条）の変更はなされないとの前提に立ち、学習指導計画を策定すること。
- ・ 臨時休業等の期間に実施できなかった授業時数については、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクを考慮し、原則として年内に当該時数の確保を図っていく。この場合、学校全体として、進学や就職を控える第 3 学年の生徒に配慮した学習指導計画を策定する。
- ・ なお、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、特に最終学年以外の生徒については、学校行事等も含めた教育活動の実施に留意すること。

② 学習指導に係る留意点

- ・ 令和 2 年度の教育課程内において補充のための授業を行ったうえで、必要に応じて教育課程に位置付けない補習を実施するとともに、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じること。この場合、夏季休業を 2 週間程度短縮するとともに、第 1、2 学年の生徒についても 1 週間に 2 日程度、平日の放課後に補充のための 1 コマの授業を設定するなどして授業時数の確保に努めること。なお、生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、併せて、教職員の負担が過重とならないように配慮すること。
- ・ 学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部を ICT 等を活用した家庭学習等を授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、協働学習や学校でしか実施できない実習等に重点化することを検討すること。この場合、授業以外の場において行うこととする学習活動については、学校で行う指導の補完的な取組として指導計画に位置付けるとともに、家庭との連携も図りながら指導の充実を図り、その状況・成果を丁寧に把握する。また、内容の定着が不十分な生徒に対しては、個別に指導を行う。

また、新たな感染拡大に備えたリスク管理のため、各学校において、現行のネットワーク環境で実施可能なオンライン学習を支援するクラウドサービス※²の活用を推進すること。 ※2 G Suite for Education 等

- ・ 体育や音楽など、「感染症対策を講じてもおお感染リスクが高い学習活動」については、本県が文科省マニュアルに基づく「地域の感染レベル 1」であることに鑑み、可能な限り感染症対策を行った上で実施すること。この場合、文科省マニュアル第 3 章を参照すること。また、必要に応じて年間指導計画における指導順序の変更や家庭における学習との組み合わせによる指導計画の見直しを行うこと。

<リスクの高い学習活動例>

- ア 生徒が密集して長時間活動するグループ活動や音読などの発声を伴う活動
- イ 実験・実習、実技を伴う学習活動で身体的接触や近距離での活動
- ウ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- エ 家庭科、農業科、水産科等における調理、食品加工などの実習
- オ 体育科・保健体育科における生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合った

り接触したりする場面が多い運動

- ・ インターンシップや医療・介護施設等における実習は、受け入れ先の企業等と感染症対策について十分打ち合わせを行った上で、柔軟に検討し実施すること。

(3) 部活動

- ・ 生徒の体調の回復状況、政府や県の「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく方針等を踏まえ、段階的に活動を拡大していくこととする。なお、生徒の体調、ケガや熱中症予防に留意するとともに、補充授業に影響を及ぼさないようにすること。

[段階的な活動拡大の内容]

期間	活動の上限	可能となる交流・宿泊の内容
6/19(金)～6/25(木)	本県の運動部活動及び文化部活動の方針に則った活動日・活動時間	県内、県外の日帰り交流
6/26(金)～7/31(金)	(休養日)平日1日以上、週休日1日以上 (活動時間)平日2時間程度、週休日等3時間程度	上記に加え、県内の宿泊を伴う活動
8/1(土)～		上記に加え、県外の宿泊を伴う活動

*但し、新規感染者が確認されている地域との交流については控えること。

- ・ 各学校において、部活動における感染症対策の徹底を図るため、部活動運営委員会において、活動時等における基本的な感染防止対策や「3密」回避対策の実施状況を確認し、対策の改善等を図ること。
- ・ 各部活動における留意事項について、「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン」(令和2年6月9日付け高教第248号、スポ保第279号高校教育課長、スポーツ保健課長通知)を参考とすること。

*各競技・文化・芸術団体が示す指針と本通知の留意点等及び上記高教248号スポ保第279号の部活動のガイドラインで示す内容が異なっている場合は、本県で示している内容を重視して実施すること。

なお、8月1日以降の部活動の実施方法について、別途上記ガイドラインを改正して通知する。

(4) 学校行事

① 体育祭等

- ・ 実施にあたっては、内容、参加範囲の限定(不特定多数の参加を認めないなど)等、「3密」対策を踏まえた工夫を行うこと。
- ・ この場合、学年ごとの開催や当面の間、生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動以外の種目を検討すること。
- ・ 開閉会式での整列、生徒の応援、昼食時においても密集しない工夫をすること。大声をあげての応援は行わないこととし、観戦中は原則としてマスクを着用すること。
- ・ 原則として、生徒及び教職員以外の参観は見合わせること。
- ・ 実施にあたっては、以下のガイドライン等を参考とすること。

ア 「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン」(令和2年6月9日付け高教第248号、スポ保第279号高校教育課長、スポーツ保健課長通知)

イ スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(5月29日改訂版公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会)

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4173>

② 文化祭

- ・ 実施にあたっては、内容、参加範囲の限定（不特定多数の参加を認めないなど）等、「3密」対策を踏まえた工夫を行うこと。
- ・ この場合、催しの実施において、「3密」対策を講じるとともに、飲食の提供は行わないこと。
- ・ 開閉会式の整列、生徒の参加、昼食時においても密集しない工夫をすること。大声での声援は行わないこととし、参観中は原則としてマスクを着用すること。
- ・ 催し等の準備段階においても、特に音楽は、小グループやパートごとの練習を基本とし、全体での練習はリハーサルのみとするなど、「3密」対策を徹底すること。
- ・ 原則として、生徒及び教職員以外の参観は見合わせることを。

③ 修学旅行

- ・ 修学旅行先については、渡航制限の行われている海外の地域^{※3}及び新規感染者が確認されている国内の地域を避ける等、十分検討を行うこと。県外への修学旅行については、8月以降に実施可能とするが、下記「④宿泊を伴う学校行事及び校外学習」の実施方法を参考に、県内で郷土を知り体験する機会とすることについても検討すること。

※3 外務省海外安全ホームページ、厚生労働省検疫所 FORTH ホームページ参照

④ 宿泊を伴う学校行事及び校外学習

- ・ 7月31日までは、県内でのみの活動及び学習とすること。8月以降についても旅行先については、渡航制限の行われている海外の地域及び新規感染者が確認されている国内の地域を避ける等、十分検討を行うこと。なお、活動場所、移動、宿泊場所のそれぞれの場面において「3密」対策を徹底すること。

⑤ その他

- ・ その他の学校行事、生徒会活動、ホームルーム活動、ボランティア活動等については、内容、参加範囲の限定（不特定多数の参加を認めないなど）等、「3密」対策を踏まえ、実施の可否を検討する。特に食品の取扱い、資料や用具の手渡しや共有を極力避けた検討を行うこと。
- ・ 避難訓練等^{※4}については、新入生への早期周知の必要性や新型コロナウイルスの感染リスクを踏まえ、可能な範囲での早期実施を図ることとする。実施に当たっては「3密」対策を踏まえるとともに、時間の短縮や学年毎の実施などの規模縮小も含め、感染防止対策に十分留意しつつ、適切に実施すること。

※4 消防法第8条による義務：学校における消火訓練・通報訓練・避難訓練の実施

(5) 教職員の対応

- ・ 教職員についても出勤前に自宅で検温を行うなど体調管理に留意すること。
- ・ 職員室においても身体的距離の確保に努め、必要に応じて別室で業務を行う等の対応をとること。業務にあたっては、パソコンなどの道具等の共用は可能な限り避け、共用した場合は、こまめな手洗いや消毒を行うこと。
- ・ 教職員の出張においては、出張先でも「3密」を避けるなど感染防止に十分留意すること。

(6) 給食に関すること

- ・ 学校給食従事者について学校給食衛生管理基準を徹底すること。（調理施設・設備の消毒の徹底、検温を含む健康状態・服装等の確認、衛生的な調理作業・配食）

- ・ 給食当番の生徒の健康観察を行い、食事前後の手洗い等を徹底すること。
- ・ 換気の徹底、対面での着席の回避、会食時は会話を避ける等の給食時の約束事について指導すること。

＊令和2年4月28日付けスポ保第135号「学校給食における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」及び令和2年5月11日付けスポーツ保健課事務連絡「学校再開等に係る学校給食実施に向けての留意点について」を参照

（7）その他留意事項

- ・ 生徒・保護者の不安を軽減するため、学校の取組みを周知する。
- ・ 多く生徒が何らかの不安を抱えていることを踏まえ、生徒に対して、学級担任や養護教諭等を中心としてきめ細かな健康観察や健康相談を実施するとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の活用も行いながら、心のケアの充実を図ること。その際、組織としての対応となるよう留意すること。
- ・ 感染者等に対する偏見や差別によるいじめ防止のため、感染症に係る適切な知識を基に発達段階に応じた指導を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する長期間の対応を前提とした、新しい生活様式の定着が求められていることから、クラスターの発生が認められている場所を避けるなどの生徒の行動変容を促す指導を行う。
- ・ 学校に出入りする業者等に対しても、咳エチケット、アルコール消毒、マスク着用等の感染防止対策の徹底を要請する。

（8）その他

- ・ この実施内容に係る取扱いは、7月6日(月)からとする。ただし、準備が整った学校については、7月6日前であっても適宜実施するものとする（1（1）登下校時の列車利用の取扱いを除く）。

なお、この取扱いは、本県における「新しい生活様式」の定着状況などを踏まえて、今後、必要に応じて見直しを図っていくこととする。

〈担当〉山形県教育庁

教職員課	課長補佐（高校管理担当） (TEL 023-630-2860)	長岡 靖之
高校教育課	課長補佐（教育担当） (TEL 023-630-3106)	地主 佳子
スポーツ保健課	課長補佐（学体・生涯担当） (TEL 023-630-2562)	石田 充
	課長補佐（保健・食育担当） (TEL 023-630-2892)	渡邊 隆